南あわじ市シビックテック推進事業及びコワーキングスペース開設支援事業補助金交付要綱

令和2年3月24日 告示第28号

改正 令和3年5月6日告示第71号

改正 令和4年4月1日告示第43号

改正 令和6年4月1日告示第38号

(趣旨)

- 第1条 この告示は、高度技術を有する起業家等の定着及び集積並びに企業のサテライトオフィス開設、テレワーク導入等を促進し、市の経済の持続的成長に向けた産業の振興、新たな雇用の創出、多様な働き方の推進及び地域活性化を図るため、予算の範囲内においてシビックテック推進事業及びコワーキングスペース開設支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、兵庫県産業労働部補助金交付要綱(以下「県要綱」という。)及び南あわじ市補助金等交付規則(平成17年南あわじ市規則第147号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。(定義)
- 第2条 この告示において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 起業家等 革新的なアイデアと高度IT技術又はその他高度技術(ライフサイエンス、フードテック、バイオテクノロジー等)を活用し、新しい形態のサービスやビジネスを展開する企業又は個人若しくはその展開を目指す者をいう。
 - (2) 事業所等 IT関連の事業所又はコワーキングスペース (機器設置施設、サーバルーム、トイレ等必要な施設を含む。)をいう。
 - (3) 取得 建物及び附属設備を建設又は購入により調達することをいう。
 - (4) 賃借 建物及び附属設備を賃貸借契約により調達することをいう。

- (5) 事務機器 OA機器、デスク、椅子、キャビネット等をいう。
- (6) 中小企業者 中小企業等経営強化法 (平成11年法律第18号) 第2条第1 項第1号から第5号までに規定する者をいう。
- (7) みなし大企業 次のいずれかに該当する中小企業をいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有 に属している法人
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有 に属している法人
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている法人

(補助金の交付対象)

- 第3条 この事業の補助対象者、補助対象経費、補助金の額等は、別表第1及 び別表第2に掲げるとおりとする。
- 2 補助対象経費のうち、公租公課、消費税及び地方消費税は、補助対象としない。
- 3 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。) は、当該事業に着手する前(補助期間が複数年度に渡る場合は、2年目以降 の申請について、当該年度の事業開始後2週間以内)に次の各号に定める書 類を市長に提出しなければならない。
 - (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
 - (2) 県要綱による補助金交付申請書及び添付書類の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査 等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金

- の交付決定(以下「交付決定」という。)をする。
- 2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。
- 3 市長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書 (様式第2号)により交付申請者に通知するものとする。
- 第6条 前条第3項の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、 当該通知を受領した日から起算して15日以内に、申請の取り下げをすること ができる。
- 2 補助事業者は、申請を取り下げるときは、補助金交付決定辞退届(様式第 3号)を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の着手の届出)

(申請の取り下げ)

第7条 市長は、補助事業者が補助事業に着手したときは、その旨を届け出るよう求めることができる。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

- 第8条 補助事業者は、交付決定の内容を変更しようとするときは、補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、補助事業の中止又は廃止を行おうとするときは、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽微な変更の場合は、変更申 請を必要としない。
 - (1) 補助事業に要する経費全体の20パーセント以内の減少となる変更をする場合
 - (2) 補助対象経費の区分の相互間において、補助対象経費のいずれか低い額の20パーセント以内の経費を流用する場合

- (3) 補助事業の目的及び効果に影響を及ぼさない範囲で補助事業の細部の変更をする場合
- 3 市長は、第1項の規定による申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めるときは、その旨を補助金交付決定内容変更承認通知書(様式第6号)又は補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付決定額の変更)

- 第9条 補助事業者は、第5条第3項の規定により通知された金額(以下「交付決定額」という。)の変更を受けようとするときは、その変更が生ずると判明してから遅滞なく、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) 補助金変更交付申請書(様式第8号)
 - (2) 県要綱による補助金変更交付申請書及び添付書類の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請があったときは、第5条第1項及び第2項の規定に準 じ決定を行い、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第9号)により、 当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の遂行状況報告等)

- 第10条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、月ごとの業務報告等について、翌月10日までに報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告 書(様式第10号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の完了の届出)

第11条 市長は、補助事業者に補助事業が完了したときは、その旨を届け出るよう求めることができる。

(実績報告)

- 第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。)は、速やかに次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) 補助事業実績報告書(様式第11号)
 - (2) 県要綱による補助金実績報告書及び添付書類の写し
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの (是正命令等)
- 第13条 市長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。
- 2 前項の規定は、第10条第1項の報告があった場合について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項の措置が完了したときは、前条の規定に従い実績報告をしなければならない。

(補助金額の確定)

- 第14条 市長は、補助事業の完了に係る第12条又は前条第3項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第12号)により当該補助事業者に通知するものとする。
- 2 市長は、確定した補助金の額が、交付決定額(第9条第2項の規定により変更された場合にあっては、同項の規定により通知された金額をいう。以下同じ。)と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第15条 規則第13条に規定する補助金の請求は、補助金請求書(様式第13号) によるものとする。

(交付決定の取消し)

- 第16条 市長は、規則第16条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を 取り消したときは、速やかにその旨を補助金交付決定取消通知書(様式第14 号)により、補助事業者に通知するものとする。
- 2 補助事業開始の日から起算して3年未満で事業を中止若しくは廃止し、又は事業所等を事業のために使用せず他の用途に使用したときは、規則第16条第1項第1号又は第2号に該当するものとみなし、前項の規定を準用する。 (補助金の返還)
- 第17条 補助金の交付を受けた補助事業者が、事業完了後3年未満で市外へ転 出した場合又は事務所等を市外に移転する場合には、補助金を全額返還しな ければならない。

(関係書類の整備及び保存)

第18条 補助事業者は、当該補助事業に係る経費の収支の状況を明らかにした 書類、帳簿等を備え、かつ、その証拠書類を整理しておくとともに、当該補 助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならな い。

(成果の公表)

- 第19条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業の成果について補助事業者に発表させることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により成果の発表を求められたときは、これに 応じなければならない。

(事業化等の報告)

- 第20条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間、次に掲げる事項の毎年度の状況等について、補助事業状況報告書(様式第15号)に必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。
 - (1) 補助事業の成果
 - (2) 事業内容、収支及び決算等
 - (3) 雇用状況

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 市長は、補助事業者に対し必要があると認めるときは、実地に調査することができる。
- 3 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するために必要があるときは、 補助事業者に対して報告を求め、又はその帳簿書類その他の物件に関し説明 を求めることができる。

(その他)

第21条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- この告示は、令和2年4月1日から施行する。 附 則(令和3年告示第71号)
- この告示は、令和3年5月6日から施行する。 附 則(令和4年告示第43号)
- この告示は、令和4年4月1日から施行する。 附 則(令和6年告示第38号)
- この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

<u> </u>	
補助対象事業	要件
高度技術を用いた	次の各号に掲げる要件をすべて満たす中小企業者(み
IT等事業所開設事	なし大企業を除く。)
業	(1) 市内において、新たに事業所等を開設する事業者
	で、県要綱による補助金交付決定を受けたもの
	(2) 高度技術を活用して社会課題の解決を図り、今後
	成長が見込まれる3年以上の事業計画を有する者
	(3) 革新的なアイデアと高度技術を活用した事業の経
	験、実績、知識又は能力がある者
コワーキングスペ	次の各号に掲げる要件をすべて満たす者
ース開設支援事業	(1) 市内において、新たに事業所等を開設する事業者
(整備支援型)	で、県要綱による補助金交付決定を受けた者
コワーキングスペ	(2) 3年以上の事業計画を有し、当該コワーキングス
ース開設支援事業	ペースを利用する起業家等のビジネス活動・成長拡
(運営支援型)	大を支援する計画を有する者

別表第2 (第3条関係)

(1) 高度技術を用いたIT等事業所開設事業

経費区分	内容·	補助率	補助	上限額
9			期間	
建物改修	新たに開設する事業所等に必要となる	1/4	開設	50万円
費	建物の改修に要する経費。ただし、事	以内	時	
	業所等の用に供する部分と生活の用に			
	供する部分が一つの建物に混在すると			
	きは、生活の用に供する部分を除く。			
事務機器	新たに開設する事業所等に必要となる	1/4	開設	25万円
取得費	事務機器取得費	以内	時	

賃料	新たに開設する事業所等の賃貸料及び	1/4	利用	1年あ
	施設使用料	以内	開始	たり30
			後36	万円
			箇月	
通信回線	新たに開設する事業所等において、補	1/4	利用	1年あ
使用料	助事業者が支払う通信回線使用料	以内	開始	たり30
			後36	万円
			箇月	
人件費	新たに開設する事業所において、高度	定額	利用	1年1
	技術を必要とする業務に従事する高度		開始	人あた
	技術者に係る人件費であって、次の各		後36	り100万
	号に掲げるもの		箇月	円
,	(1) 独立行政法人情報処理推進機構が			
	実施する情報処理技術者試験のうち			,
	高度試験の合格者			
	(2) 民間企業における前号と同等の資			
	格を有する者			
	(3) 第1号と同等以上の技術、開発実			
	績等を有する者			

注 上表にかかわらず、空き家を改修した場合の建物改修費の上限額は、100万円とする。

(2) コワーキングスペース開設支援事業(整備支援型)

(4)	(マグン) が成れば、一般の			
経費区分	内容	補助率	補助	上限額
			期間	
建物改修	新たに開設する事業所等に必要となる	1/4	開設	250万円
費	建物の改修に要する経費。ただし、事	以内	時	
	業所等の用に供する部分と生活の用に			

	供する部分が一つの建物に混在すると			
	きは、生活の用に供する部分を除く。			
事務機器	新たに開設する事業所等に必要となる	1/4	開設	25万円
取得費	事務機器取得費	以内	時	

注 上表にかかわらず、空き家を改修した場合の建物改修費の上限額は、300万円とする。

(3) コワーキングスペース開設支援事業 (運営支援型)

経費区分	内容	補助率	補助	上限額
			期間	
建物改修	新たに開設する事業所等に必要となる	1/4	開設	50万円
費	 建物の改修に要する経費。ただし、事	以内	時	
	業所等の用に供する部分と生活の用に			
	 供する部分が一つの建物に混在すると			
	きは、生活の用に供する部分を除く。			V VI
事務機器	新たに開設する事業所等に必要となる	1/4	開設	25万円
取得費 .	事務機器取得費	以内	時	
賃料	新たに開設する事業所等の賃貸料及び	1/4	利用	1月当
	施設使用料	以内	開始	たり2
			後36	万5千
			箇月	円かつ
				1年当
				たり30
				万円
通信回線	新たに開設する事業所等において、補	1/4	利用	1月当
使用料	助事業者が支払う通信回線使用料	以内	開始	たり2
			後36	万5千
			箇月	円かつ

				1年当 たり30 万円
人件費	新たに開設する事業所において、業務	定額	利用	1年1
	に従事する高度技術者に係る人件費で		開始	人当た
	あって、次の各号に掲げるもの		後36	り50万
	(1) 独立行政法人情報処理推進機構が		箇月	円
	実施する情報処理技術者試験のうち			
	高度試験又は応用情報技術者試験の			
	合格者			
	(2) 民間企業における前号と同等の資			
	格を有する者			
	(3) 第1号と同等以上の技術、開発実			
	績等を有する者			

注 上表にかかわらず、空き家を改修した場合の建物改修費の上限額は、100万円とする。

年 月 日

南あわじ市長 様

事業所所在地事業所名代表者住所 氏名 連絡先

補助金交付申請書

南あわじ市シビックテック推進事業及びコワーキングスペース開設支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、補助金の審査に当たり、市が私の市税等の滞納情報、暴力団との関係の有無を確認することに同意します。

	□ 高度技術を用いた IT 等事業所開設				
補助対象事業区分	□ コワーキングスペース開設支援(整備支援型				
	□ コワーキングスペース	開設支援	(運営支援型)		
事業の着工予定年月日	年	月	日		
事業の完了予定年月日	年	月	日		
操業開始予定年月日	年	月	日		
補助対象経費の見積額合計			円		
補助金申請額			円		

(添付書類)

- 1 県要綱による補助金交付申請書及び添付書類の写し
- 2 県要綱による補助金交付決定通知書の写し
- 3 その他市長が必要と認める書類

 第
 号

 年
 月

 日

様

南あわじ市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったシビックテック推進事業及びコワーキングスペース開設支援事業補助金の交付について、次のとおり交付することに決定したので、南あわじ市シビックテック推進事業及びコワーキングスペース開設支援事業補助金交付要綱第5条第3項の規定により通知します。

補助金交付決定額	円	
補助対象経費	円	
補助の条件		

南あわじ市長様

事業所所在地 事業所名 代表者住所 氏名 連絡先

補助金交付決定辞退届

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったシビックテック推進事業及びコワーキングスペース開設支援事業補助金について辞退したいので、南あわじ市シビックテック推進事業及びコワーキングスペース開設支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり届出します。

辞退の理由	

年 月 日

南あわじ市長 様

事業所所在地 事業所名 代表者住所 氏名 連絡先

補助金交付決定内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったシビックテック推進事業及びコワーキングスペース開設支援事業補助金について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく南あわじ市シビックテック推進事業及びコワーキングスペース開設支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

注出入六	(変更前)		(変更後)	
補助金交付決定額		円		円
结	(変更前)		(変更後)	
補助対象経費総額		円		円
変更の内容及び理由				
及人公门石灰口在田				

(添付書類) 1 変更が確認できる書類

2 その他市長が必要と認める書類

年 月 日

南あわじ市長 様

事業所所在地 事業所名 代表者住所 氏名 連絡先

補助事業中止 (廃止) 承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったシビックテック推進事業及びコワーキングスペース開設支援事業について、次のとおり中止 (廃止) したいので、承認願いたく南あわじ市シビックテック推進事業及びコワーキングスペース開設支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

中止 (廃止) の理由						
廃止予定年月日	年	月	日			
中止予定期間	年	月	日から	年	月	日まで

第号日

様

南あわじ市長

補助金交付決定内容変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請のあったシビックテック推進事業及びコワーキングスペース開設支援事業補助金については、次のとおり承認することに決定したので、南あわじ市シビックテック推進事業及びコワーキングスペース開設支援事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、 年 月 日付けで申 請のあった事業とし、その内容は補助金交付決定内容変更承認申請書に記載 のとおりとする。
- 2 補助金交付の条件等については、上記のほかは、 年 月 日 付け 第 号補助金交付決定通知書における補助の条件のとおりとする。

第号年月日

様

南あわじ市長

補助事業中止 (廃止) 承認通知書

年 月 日付けで中止(廃止)申請のあったシビックテック推進 事業及びコワーキングスペース開設支援事業補助金については、次のとおり承 認することに決定したので、南あわじ市シビックテック推進事業及びコワーキ ングスペース開設支援事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知しま す。

年 月 日付けで申請のあった事業は、補助事業中止(廃止)承 認申請書に記載のとおり中止(廃止)する。

年 月 日

南あわじ市長 様

事業所所在地 事業所名 代表者住所 氏名 連絡先

補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったシビックテック推進事業及びコワーキングスペース開設支援事業補助金について、次のとおり交付決定の内容を変更し、補助金の交付を受けたいので承認願いたく、南あわじ市シビックテック推進事業及びコワーキングスペース開設支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

结	(変更前)		(変更後)	
補助金交付決定額		円		円
法 出 社	(変更前)		(変更後)	
補助対象経費総額		円		円
変更の内容				
	÷			

(添付書類)

- 1 県要綱による補助金変更交付申請書及び添付書類の写し
- 2 その他市長が必要と認める書類

第 号年 月 日

様

南あわじ市長

補助金交付決定変更通知書

年 月 日付けで変更申請のあったシビックテック推進事業及びコワーキングスペース開設支援事業補助金の交付については、次のとおり変更して交付することに決定したので、南あわじ市シビックテック推進事業及びコワーキングスペース開設支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

補助金交付決定額	円	
補助対象経費総額	円	
補助の条件		

南あわじ市長 様

事業所所在地 事業所名 代表者住所 氏名 連絡先

補助事業遂行困難状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったシビックテック推進事業及びコワーキングスペース開設支援事業補助金については、次のとおり事業の遂行が困難となったので、南あわじ市シビックテック推進事業及びコワーキングスペース開設支援事業補助金交付要綱第 10 条第2項の規定により報告します。

事業の遂行が困難な理由	
今後の見通しと所見	

年 月 日

南あわじ市長 様

事業所所在地 事業所名 代表者住所 氏名 連絡先

補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったシビックテック推進事業及びコワーキングスペース開設支援事業補助金について、次のとおり事業を実施したので、南あわじ市シビックテック推進事業及びコワーキングスペース開設支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、その実績を報告します。

補助金交付決定額						円
補助対象経費総額						円
事業実施期間	年	月	日から	年	月	日まで
事業実施場所						

(添付書類)

- 1 県要綱による補助金実績報告書及び添付書類の写し
- 2 その他市長が必要と認める書類

第 号年 月 日

様

南あわじ市長

補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定したシビックテック推進事業及びコワーキングスペース開設支援事業補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、南あわじ市シビックテック推進事業及びコワーキングスペース開設支援事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により通知します。

補助金確定額	円	

補助金請求書

年 月 日

南あわじ市長様

事業所所在地 事業所名 代表者氏名 発行責任者又は担当者氏名 連絡先

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けたシビックテック推進事業及びコワーキングスペース開設支援事業補助金について、南あわじ市シビックテック推進事業及びコワーキングスペース開設支援事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき、次のとおり請求します。

請求額	円
交付される補助金は次の口座へ振り込みをお願いします	├ 。

金融機関名: 銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合 支店

預金口座:

口座番号:

(フリガナ)

口座名義人:

 第
 号

 年
 月

 日

様

南あわじ市長

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定したシビックテック推進事業及びコワーキングスペース開設支援事業補助金については、次のとおり取り消すことに決定したので、南あわじ市シビックテック推進事業及びコワーキングスペース開設支援事業補助金交付要綱第 16 条第1項の規定により通知します。

取り消す補助金額	円
取消しの理由	

)

南あわじ市長 様

事業所所在地 事業所名 代表者住所 氏名 連絡先

補助事業状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定を通知されたシビックテック推進事業及びコワーキングスペース開設支援事業補助金について、南あわじ市シビックテック推進事業及びコワーキングスペース開設支援事業補助金交付要綱第 20 条第1項の規定により、事業の状況を次のとおり報告します。

報告事業期間	年	月	日から	年	月	日まで
創業開始年月日		年	月	日	77.20	
事業の成果		u.				
事業内容						
	正規職員		人	(うち市内石	生住者数	人)
雇用状況	非正規職員		人	(うち市内石	生住者数	人)
	合計		人	(うち市内で	生住者数	人)
その他報告事項						
添付書類					50-1/0-2	

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第8条関係)

様式第5号(第8条関係)

様式第6号(第8条関係)

様式第7号(第8条関係)

様式第8号(第9条関係)

様式第9号(第9条関係)

様式第10号(第10条関係)

様式第11号(第12条関係)

様式第12号(第14条関係)

様式第13号(第15条関係)

様式第14号(第16条関係)

様式第15号(第20条関係)